PCB廃棄物早期処理促進に向けた 国の取組について

平成29年9月 環境省廃棄物規制課

周知・広報の取組について①

- 〇関係省庁から、業界団体961団体に対して、PCB廃棄物の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について、文書を発出。
- 〇チラシ22万部(A4表裏)及びポスター約2万部(A2表)を印刷、都道府県市、関係 省庁及び関係業界団体による共同配布・掲示。
- 〇PCB早期処理情報サイトに、適正な処分の必要性や手続きについて説明した動画を公開【6月26日(月)】
- ○新聞紙面を活用した周知
 - 全国紙(日経新聞)に政府広報による突き出し広告 【3月26日(日)】
 - ・業界紙(日刊工業新聞)への全段広告【3月31日(金)】
 - (•地方紙(中国•四国•九州地方)全段広告【3月31日(金)】)
- 〇テレビ等における周知
 - ・政府広報テレビ番組(BS日本(日テレ)) 【5月21日(日)放送】
 - (・地方テレビ番組(南海放送(愛媛県))【5月18日(木)放送】)
 - (・地方ラジオニュース(RNB南海放送)【5月26日(金)放送】)



チラシ・ポスターの例

周知・広報の取組について②

〇経済産業省、環境省及びJESCOによる説明会を、全国30か所で開催。 (大阪事業エリアでは大阪市、京都市(10/13(金))、和歌山市(11/15(水))で開催)

〇説明内容:

- ①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進について (環境省)
- ②電気事業法関連省令等の改正による高濃度PCB含有電気工作物の早期処理促進について (経済産業省)
- ③高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について (JESCO)
- ④課電自然循環洗浄実施手順書について (経済産業省)

〇開催都市:

札幌市、秋田市、仙台市、新潟市、さいたま市、東京23区内、横浜市、静岡市、名古屋市、金沢市、大阪市、京都市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、高松市、松山市、徳島市、高知市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

政府の率先実行の取組状況

く取り組みの状況>

- 各省庁実行計画について、概ね全ての省庁が実行計画を策定・公表済(3月末時点)
- <u>高濃度PCB 廃棄物</u>については、<u>早期の処理委託を実施</u>する方針
- 処理の状況については、各省庁において毎年度公表
- <u>北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー</u>については、各省庁とも既に概ね処理を終了している状況にあるが、処分期間の末日を前にした最終的な確認について、<u>平成29</u>年度中の早期に終了するよう、各省庁で取組を進めている。

<今後の方針>

- 政府全体として、関係省庁連絡会議で進捗の確認等を行いつつ、使用製品の廃棄や 廃棄物の処分委託の進捗を含め、実行計画の実施状況について定期的に取りまとめ 公表していく。
- <u>北九州事業エリアの高濃度PCB を含有する変圧器・コンデンサー</u>については、<u>平成29</u> 年度秋頃に取組状況に関して一定の取りまとめを行う
- 政府が率先して早期に処分委託を進めるとの基本計画の趣旨に鑑み、各省庁で実施している最終的な確認を含め、期限内の処理委託の完了を関係省庁で確認することを目標とし、取組を進めていく。

環境省地方環境事務所における体制強化について

- PCB廃棄物の保管事業者がJESCOに処分を委託しなければならない処分期間のうち、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーにおいては平成29年度末まで、北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器及び汚染物等においては平成32年度末までと目前に迫っており、国としてもPCB廃棄物・PCB使用製品の保管・所有事業者への指導及び都道府県市への助言等を行うことのできる十分な体制を整備するため、以下のとおり任期付職員を募集。
- これに加えて九州地方環境事務所(福岡市)に1名担当職員を増員し、北九州事業エリア全体を担当。
- また、全地方環境事務所において、既存職員が兼任でPCB業務を担当。
- 今後も体制増強に努める。

地方環境事務所	職位	定員
中部地方環境事務所(名古屋市)	補佐(PCB担当)	1
近畿地方環境事務所(大阪市)	<u>補佐(PCB担当)</u>	<u>1</u>
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	3
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	4

従事する業務

- ▶ 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握する調査(掘り起こし調査)、処分の促進等に関する専門的・技術的視点からの助言又は勧告
- 事業者や関係省庁地方機関、環境省本省との調整
- ▶ 国自ら事務(報告徴収、立入検査、改善命令、行政代執行等)を執行する際の調整
- ▶ 掘り起こし調査、処分の促進等に関する進捗の加速化が必要な都道府 県市への助言、勧告、是正の指示等
- ▶ その他、必要に応じて廃棄物・リサイクル対策課が所管する業務

主な応募要件

以下のいずれかの資格・業務に従事した経験を有すること

- (a)第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- (b)電気主任技術者
- (c)電気設備の保守点検の業務
- (d)PCB使用製品の製造等に関係する業務
- (e)行政機関におけるPCB又は電気保安に係る業務
- (f)行政機関における行政代執行等に係る業務

PCB廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化支援業務

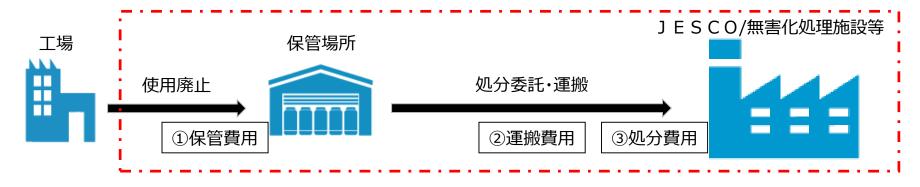
- 平成29年5月から、(財) 産業廃棄物処理振興財団において、以下の支援業務を開始。
 - 1. PCB全般に関する相談窓口の設置による支援
 - ・都道府県市からのPCB廃棄物に関する日常の問い合わせ等に対応する専用窓口を設置。
 - ・都道府県市は、事業者に専用窓口を案内することも可能。
 - 2. 都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援
 - ・都道府県市が行う掘り起こし調査(アンケート)を行う際の事業者からの問い合わせ、記 入指導を行う専用窓口を設置。
 - 3. 都道府県市が実施する現地調査/立入検査に対する支援
 - ・都道府県市が行う現地調査/立入検査に同行し、PCB廃棄物の判別方法等の技術的助言。
 - 4. 自治体担当者向け説明会の開催による支援
 - ・現地調査/立入検査等の実施手順、PCB廃棄物の判別方法の説明会を実施。
 - 5. 事業者向け説明会に対する支援
 - ・都道府県市が行う説明会に講師を派遣。

PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

- 目的:PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的にした補助事業
- 対象事業の要件:
 - (1) 現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること
 - (2) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること
 - (3)交換する照明器具がLED一体型器具であること
- 補助金の交付額:工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の2分の1
- 貸付対象: ※地方公共団体、独立行政法人は本補助金の対象外
 - (1) 民間企業
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法律により直接設立された法人
 - (4) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- 補助金交付団体:一般社団法人環境技術普及促進協会 (http://www.eta.or.jp/offering/17_1_1led/170424.php)
- 三次公募を実施 (9/20(水) ~ 10/13(金)正午まで)

日本政策金融公庫における貸付制度(PCB廃棄物処理に係る運転資金)

- 制度対象:自ら保有する<u>高濃度PCB廃棄物</u>及び<u>低濃度PCB廃棄物</u>を中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類:長期運転資金(事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと)
- 貸付対象:中小事業者(PCB廃棄物の保管事業者)
- 制度創設事業部:日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託まで保管に係る費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用(JESCOの70%補助分は除く)

貸付利率

高濃度PCB:特別利率③ 0.31%~ 低濃度PCB:基準利率 1.21%~

半成30年度PCB関連予算要求の概要			
事業名	基本計画における取組		
PCB廃棄物適正処理対策推進事業 340, 823千円(142,355千円)	早期かつ確実な期限内 処理完了に向けた処理 促進	処分期間は選 に向けた早急 ●地方自治体 の効率化・加 ●地方自治体 これを公開す	

微量PCB污染廃電気機 器等の処理 PCB廃棄物の確実かつ

適正な処理

PCB廃棄物対策推進費補助金

PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状

2,000,000千円の内数(2,000,000千円)

3.500.000千円(3,000,000千円)

LED照明導入促進事業

回復事業

な処理 処理完了後のJESCO

の事業終了のための準 備

PCB廃棄物の確実かつ

適正な処理

JESCOにおける安全を 第一とした適正かつ確実 行うための設備の改造

逼迫した状況であり、PCB廃棄物の期限内処理の履行

急な取組を実施 本が実施する未届けのPCB廃棄物等の掘り起こし調査

□速化の実施及び早期処理体制の構築

本の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、

することにより、調査の進捗状況を管理 ●北九州事業エリアにおける改善命令・代執行実施に係る相談に対

事業内容

応するための窓口設置や専門家の派遣 ●あらゆる広報の活用および重点的な周知徹底

●使用中の機器の早期廃棄及び処理完了に向け、使用中機器所有 者の関係機関との連携体制を構築

微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進に係る下記の取組を推進

●無害化処理施設の認定及び新たな方策の検討 ●低濃度PCB廃棄物の実態把握

● 費用負担能力が小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理費用を 軽減

期限内早期処理とCO2削減の同時達成

● 行政代執行の支援のための基金を創設

拠点的広域処理施設整備に係る下記費用の一部を補助

●処理能力が不足している設備及び処理が不得意な機器の処理を

●新しい処理期間中の処理施設の経年的な劣化によるトラブル等を

防止するために点検・補修 JESCOに出資

● 将来の適正かつ速やかなPCB除去・原状回復を確実にするため、

● PCB使用照明器具のLED化に対する補助により、PCB廃棄物の

1.300.000千円(1.100.000千円) PCB廃棄物処理のための拠点的施設整 備事業 3.000.000千円(1,700,000千円)